

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第6回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	平成20年10月8日(水)午前9時25分～午前11時19分	
開催場所	小金井市役所第一会議室	
出席者	委員	委員長 稲 正樹 委員 副委員長 藤井 泰博 委員 委員 小沼 正博 委員 長谷 匡二 委員 横尾 和儀 委員 欠席委員 0人
	担当課	生涯学習部長 渡辺 博 スポーツ振興課長 林 文男 スポーツ振興係長 千賀 義幸 生涯学習課主査 中島 将雄 スポーツ振興課主事 小倉 拓矢
	事務局	企画政策課長 伊藤 茂男 企画政策課長補佐 水落 俊也 企画政策課主査 林 利俊
傍聴の可否	可 一部不可	(不可)
会議次第	1 開会 2 平成20年度 諮問第1号 小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について 3 平成20年度 諮問第2号 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募について 4 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第6回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成20年10月8日(水) 午前9時25分～午前11時19分

場 所 小金井市役所第一会議室(本庁舎3階)

出席委員 5人

委員長 稲 正 樹 委員

副委員長 藤 井 泰 博 委員

小 沼 正 博 委員 長 谷 匡 二 委員

横 尾 和 儀 委員

欠席委員 0人

出席説明員

生涯学習部長 渡 辺 博

生涯学習課主査 中 島 将 雄

スポーツ振興課長 林 文 男

スポーツ振興係長 千 賀 義 幸

スポーツ振興課主事 小 倉 拓 矢

事務局職員

企画政策課長 伊 藤 茂 男

企画政策課長補佐 水 落 俊 也

企画政策課主査 林 利 俊

(午前9時25分開会)

◎伊藤企画政策課長 少し早いですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきたいと思えます。

おはようございます。ただいまから第6回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。回数につきましては、前期からの通算ということで踏襲させていただいております。委員長の互選が終わりますまで、司会進行を務めます企画政策課長の伊藤茂男と申します。よろしくお願いいたします。

第2期の指定管理者選定委員会委員につきましては、ことしの2月8日から2年間という任期で発足をさせていただいております。本日は久しぶりの会議でございますので、ここで各委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。

(各委員自己紹介)

◎伊藤企画政策課長 ありがとうございます。続きまして、事務局を努めます企画政策課につきまして、職員をご紹介します。

企画政策課長補佐の水落俊也でございます。

◎水落企画政策課長補佐 水落です。よろしくお願いします。

◎伊藤企画政策課長 続きまして、企画政策課主査の林利俊です。

◎林企画政策課主査 林です、よろしくお願いします。

◎伊藤企画政策課長 紹介を終わらせていただきます。

それでは、直ちに議事に入ります。お手元の次第をごらんいただきたいと思います。

議題につきましては、最初に、委員長の互選でございます。

委員長につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第5項の規定によりまして、委員の互選により定めることになっております。いかがでしょうか、どなたか推薦とかありましたら、よろしくお願いいたします。

◎委員 ■■■先生にお願いしたいと思います。

◎伊藤企画政策課長 ■■■先生、1期に続きまして、2期目をお願いしたいというお声でございますが、よろしいでしょうか。

◎委員 そうですか。じゃあ、微力でございますけど、どうぞよろしくご指導をお願いいたします。

◎伊藤企画政策課長 それでは、委員長が互選されましたので、議事進行につきましては、委員長と交代いたします。■■■委員、委員長席にご着席ください。

◎委員長 それでは、よろしくお願いいたします。

次の議題に入ります。副委員長の互選についてでありますけれども、副委員長の選出につきましても、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の第16条第5項の規定で、委員の互選により定めることとなっております。

前期は、今回、退任されております■■■委員にお願いしております経緯がございますけれども、いかがでしょうか。

◎委員 ■■■先生、いかがでしょう。

◎委員 いや、私よりも■■■先生ですか、むしろ、そういう方にお願いしたほうが。私は辞退いたしたい。

◎委員 ■■■委員がやめられたそのかわりに■■■委員が入られたので、そのかわりの■■■委員ということで。

◎委員 ただ、僕は初めてなので、ちょっと進行とかいろいろ、そういった関係で、これからいろいろ身をもって覚えていくということがありますので。

◎委員長 そうですか。

◎委員 ええ。委員長が僕について来てくれればいいんだと言っていたければ。

◎委員長 そうですか。それじゃ、そういうふうに言っただいてますので、あまりご迷惑かけることもないと思いますけれども、■■■■委員に副委員長をお願いするということによろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、副委員長に選出されました■■■■委員から、一言お願いいたします。

◎委員 初めてこの席に出席して副委員長ということで、どういうふうに進めていったらいいかということもよくわかりませんが、私どもの公認会計士協会におきましても、指定管理者の研究をやっておりまして、そういうようなレポートを読んできてはおります。この趣旨というのもよくわかっておりますが、ただ、議事進行というところにおきましては、ちょっとよくわかりませんので、委員長のお荷物にならないように、きちんとやっていきたいと思いません。よろしくをお願いします。

◎委員長 どうもありがとうございました。

それでは、私ども5人という少ない委員数ですけれども、それぞれの先生方の専門的なお立場から、積極的なご発言をお願いしたいと思います。ほんとうによろしくをお願いします。

それでは、次の議題に入らせていただきます。会議録作成についてということで、事務局の説明を求めます。

◎伊藤企画政策課長 それでは、説明をさせていただきます。

会議録の作成につきまして、前期、いろいろとご心配をおかけしております。前期の場合なんですけれども、全文記録ということで会議録を作成しました。その会議録につきまして、情報公開の請求がありまして、会議が非公開であるということ、それから、委員名を公開することであらぬ圧力のかかるおそれ、あるいは企業の競争上の秘密ということから、市としては、かなりの部分について非公開決定をいたしました。

そうしましたところ、不服申し立てが提起されまして、情報公開の審査会による審査が行われ、答申を受けました。審査会の答申の結論といたしましては、審議の内容については、応募業者の業務上、競争上の地位に特別の支障がない限り、これを公開することが妥当ということでございました。また、委員名につきましても、委員会の透明性、公正性を担保するために公表することが妥当ということでございました。ただ、個々の発言についての委員の氏名については非公開でよいということでございました。

今、お手元にお配りしておりますものを見ていただきたいのですが、18年4月24日に行いました会議録でございます。現在、1ページ目、最初のページですけれども、委員というところに、委員長以下、委員のお名前は載せております。それから、めくっていただきまして、会議録本体の1ページでございますが、同じように、委員長、副委員長、委員のお名前につきましては載っております、会議本文のところのそれぞれの委員長あるいは委員のところの氏の部分につきましては、墨塗りをさせていただきます。それから、本体のところの12

ページ、13ページを抜粋しておりますけれども、これも発言の中で、それぞれの会社の競争上の地位とか、そういったものについては、ここの部分については墨塗りになっているという形で、前期のものについては公開をしております。

そういったこともありまして、第2期につきましても、原則として全文記録をとるということにさせていただきたいと思っております。ただし、委員の発言部分の氏を消すということは、これも不都合になりますので、発言のところにつきましては、氏をとりまして、委員長あるいは委員という形にしまして、委員長はわかってしまうんですけれども、委員の方はどなたが発言したかわからないということで会議録をつくっていきたいということで、事務局のほうではご提案をしたいと思っております。

以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。それでは、今、事務局のご説明がありましたけれども、この件に関しまして、委員の先生方から質疑はございますでしょうか。

ございませんか、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎委員長 それでは、特にご意見がないということで、今、ご提案どおりということで、原案でありますけれども、確認させていただきますと、審議内容につきましては、記録として全部残す。会議録の発言内容につきましては、全文記録といたしたいと思っております。そして、不都合な部分は、お手元にありますように、若干墨塗りをするというので、氏をとって、委員もしくは委員長ということにするということでございます。前期におきましては、情報公開審査会のほうから答申が出されておりますので、その答申に沿った会議録を作成することにしたいと思っておりますけれども、この点でご異議ございませんでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、ご異議なしというふうに認めます。したがって、発言委員名、それから非公開情報を除きまして、原則的には全文記録とすることと決定いたしました。

それでは、次に、教育委員会から諮問書が届いておりますので、諮問をお願いいたします。

◎渡辺生涯学習部長

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 様

小金井市教育委員会委員長

伊藤 浄堯

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

- 1 平成20年度 諮問第1号 小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について
 - (1) 指定管理者公募施設 小金井市立清里山荘
所在地 山梨県北杜市高根町清里字念場原3545番1
 - (2) 諮問に係る提出書類
 - ①指定管理者募集要項
 - ②仕様書
 - ③個別仕様書
 - ④施設パンフレット等
 - ⑤指定管理者選定基準
- 2 平成20年度 諮問第2号 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募について
 - (1) 指定管理者公募施設 小金井市総合体育館
所在地 小金井市関野町1丁目13番1号
指定管理者公募施設 小金井市栗山公園健康運動センター
所在地 小金井市中町2-21-1
 - (2) 諮問に係る提出書類
 - ①指定管理者募集要項
 - ②仕様書
 - ③施設パンフレット等
 - ④指定管理者選定基準

以上です。よろしくお願いいたします。

◎委員長 ありがとうございました。

それでは、今、諮問書をいただきましたけれども、諮問に当たりまして、説明のため、担当職員にご出席をいただいておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

◎伊藤企画政策課長 それでは、本日の説明のために出席しております職員につきまして、紹介をさせていただきます。

初めに、清里山荘の関係でございます。渡辺博生涯学習部長でございます。

◎渡辺生涯学習部長 渡辺です、よろしくお願いいたします。

◎伊藤企画政策課長 続きまして、中島将雄生涯学習課主査でございます。

◎中島生涯学習課主査 中島です。よろしくお願いいたします。

◎伊藤企画政策課長 それから、2番目の議題になりますが、総合体育館関係でございます。

林文男スポーツ振興課長です。

◎林スポーツ振興課長 林です。よろしくお願いいたします。

◎伊藤企画政策課長 続きまして、千賀義幸スポーツ振興係長でございます。

◎千賀スポーツ振興係長 千賀です、よろしくお願いいたします。

◎伊藤企画政策課長 続きますして、小倉拓矢主事でございます。

◎小倉スポーツ振興課主事 小倉です。よろしくお願ひします。

◎伊藤企画政策課長 紹介を終わります。

◎委員長 ありがとうございます。それでは、出席説明職員の紹介は終わりました。

それでは初めに、議事ということですがけれども、平成20年度諮問第1号小金井市立清里山荘の指定管理者の公募についてを議題といたします。

ただいま小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について諮問がございました。

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例によりますと、第2条で公募、第3条で申請、第4条で候補者の選定、そして、同条の第2項で、市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、指定管理者選定委員会の意見を聞くものとするとしております。

今後、清里山荘は、前回同様、公募により申請書が提出され、候補者を選定するに当たり、どのように公募するのか、どのように審査するのかについて、決めておかなければならないということで、公募の前に本委員会に諮問されているものであります。

したがいまして、これから担当課から説明をいただきまして、その後、各委員から質疑を受けていきたいと思ひます。

それでは、担当課の説明をお願いいたします。

◎渡辺生涯学習部長 座ったままで説明させていただきます。

それでは、清里山荘の募集要項から先にご説明をさせていただきます。小金井市立清里山荘指定管理者募集要項に沿って、ご説明をさせていただきます。

諮問第2号と重複する部分が多々あります。清里関係の説明につきましては、多少時間を割いて、ご説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、1ページを開いていただきまして、2ページの公募の趣旨のところからご説明をさせていただきます。

公募の趣旨については、ここに書いてあるとおりになります。小金井市立清里山荘では、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と効率化を図るため、平成18年9月から指定管理者による管理業務を行ってきました。指定管理期間が平成21年3月31日に終了することになりましたので、今回は2回目の公募ということになります。

2番目に、下に施設の概要を表にして示してございます。交通機関は清里山荘の青いパンフレットの裏側のところに示してありますが、中央高速で行くか、もしくはJR中央本線小海線経路で清里駅、こちらで行くということになります。小金井からは、大体2時間半ないし3時間を要するという立地条件にあります。

山梨県の学校寮敷地を借地して、小金井市が平成3年に文部省の補助交付金を受け、現在の鉄筋コンクリート造の建物を建設しました。近隣には、調布市、小平市、日野市、府中市の各施設があります。施設の主な特徴としては、1階に体育館がござひます。体育館といいまして

も、小体育館ということで、バレーボール、バスケットボールができる程度ということになります。それから、2階に研修室が備えてあります。3階部分、これは塔屋に近いような3階なんです。天体観測室というものを設けてございまして、大型の反射望遠鏡、それから小型の天体望遠鏡というものを備えて、利用に供しています。施設全体の棟としては、個人棟、団体棟というふうな区分けをしております。団体分については、各機関の林間学校用、または個人利用も可能でございます。冬季は、この団体棟については閉鎖をしています。体育館と研修室を備えていますので、クラブ活動の合宿、研修などの利用ができます。また、先ほどご説明した天体観測、これも清里自体がかなり澄み切った環境にありますので、最適地で天体観測ができるということになります。

1枚めくっていただきまして、3ページです。指定管理者の指定期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日の5年間というご提案です。

3の管理者は小金井市教育委員会、4は指定管理者の公募、選定方法、選定委員会の設置ということで、指定管理者の公募の選定は、提案型を採用し、小金井市の公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第16条に規定する指定管理者選定委員会による審査を実施し、指定管理者として候補を選定しますというふうになっています。

大まかなスケジュールを5番に示してございます。10月に現地説明会を実施し、12月に小金井市指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定していただくという段取りになります。年が明けて、応募者への結果通知、3月に市議会への指定の議決をいただく。4月には協定書の締結をし、指定管理の業務を開始するという、大まかなスケジュールになります。この辺に関しましては、次の項以降で詳細な説明が一部重なります。

6の公募の手続、公募の広報につきましては、10月15日号の市報、市のホームページに掲載をし、広報することになります。(2)の募集要項の関係書類については、原則としてホームページ上からダウンロードしていただくということにいたします。(3)の現地説明会の開催につきましては、①、②に記載しているとおり、現地で説明会を行うという予定をしております。4ページに移らせてください。申請書等の提出期間については、20年11月12日から11月19日までということで、約1か月と1週間、期間をとりました。

7の選定結果の通知については、応募者に対して文書で通知をいたします。

8番の協定の締結については、市議会の議決によって決定した指定管理者と協定書を4月1日付で締結する予定でございます。協定書については、後ほど10ページでご説明いたします。

大きなⅡ番になります。指定管理者が行う業務の範囲については、1から6まで、従前どおりの記載をしております。

Ⅲ指定管理者による管理運営の条件等、事業内容ということで、(1)は施設の管理運営、(2)は施設、備品等の維持管理、(3)として事業運営の特例条件を記載しております。

次の5ページにお移りください。清里山荘の利用料金等ということで、利用者が清里山荘の施設を利用することに伴う利用料金等のすべての収入は、指定管理者の収入としますというこ

とにさせていただきます。これは利用料金制を採用するという前提条件で記載をさせていただきます。利用料金の上限は、条例で定められている利用料金が上限となります。それ以下ということになります。

8ページをごらんいただけますか。(6)に利用料金の設定に関する考え方を記載してありますが、利用料金制を採用する予定です。条例の利用料金を上限に利用料金を設定していただくこととなります。利用料金設定の基本的な考え方を示してくださいということで、ここで指定管理者候補の側からの提案を受けるという形になっています。

また、もとの5ページにお戻りいただきます。教育委員会の負担する経費等ということで、3番に(1)から(5)まで記載してあります。主な内容は、50万以上の修繕料については教育委員会が負担するという、それから、10万以上の備品については教育委員会が買い換えを行うということ、借地料、それから負担金、保険料については教育委員会が負担をします。これ以外については、指定管理者のほうで経費の負担をお願いしますということで、4番に記載をさせていただきます。

備品の帰属ということで、5番で10万円以下の備品を指定管理者側が買い換えた場合については、その買い換えた物品については、教育委員会に帰属をしますということになります。

それから6番は宿泊施設ということで、管理人を2名常駐させてくださいということで、その際には、館内の管理人室を利用してくださいという記載です。

7番については、指定期間満了の際の措置を記載してあります。

8番については、移管前に使用承認したものについては、移管後に引き継いだものについて、後の人が引き継いでいただきますという内容です。

9番については、関係書類の公開義務、それから、会議録の公開をここで明示してあります。

次の6ページにお移りください。応募の条件ということで、応募者については、法人その他の団体ということで、個人では応募ができません。

応募の制限を(1)から(7)まで、それぞれ欠格事項を記載させていただきます。

3番の応募書類については、下の段の(1)から(11)まで、次のページにわたりますが、11の提出書類をお願いしますという記載になります。

7ページにお移りください。応募に関する留意事項ということで、(1)から(7)まで書いてあります。これについては、留意事項ということですので、通常、ごく一般的な記載事項になっています。

5番の提案内容になります。以下の内容を提案書の中に示してくださいということで、これは指定管理者側の提案を基本項目内容に沿って示すようにということになります。(1)番については施設の安全に関する業務。

それから(2)として、損害賠償等への負担区分について、次の表区分に対する考え方というのを、これは前回挙げませんでした。今回、新たに追加をしています。それぞれ括弧の中の、これは市側の現時点の考え方を記載していますので、これに異なる意見があれば、提案の中

で示していただきたいというのが内容になります。

(3) 施設の利用に関する業務については、現在、施設予約については、現行の指定管理者のほうで機材を用意し、予約を受付していますので、今回の指定管理の選定に当たっても同様の、施設設備については、指定管理者のほうで用意してくださいという内容になります。

(4) 施設維持、設備、衛生管理に関する業務、それから(5) 自主事業について、事業内容及びその効果ということになります。(5)の自主事業につきましては、別添の指定管理業務仕様書、それから個別業務仕様書のほうに詳細が記載をされています。こちらの指定管理業務仕様書、薄いほうの3ページになります。ここの2番、管理運営に関する業務というところの(1) 青少年育成に関する業務ということで、天体観測等の講座運営業務、イとして宿泊者向けのクラフト教室等の業務、ウとして自然観察等の野外活動に関する業務、エその他教育上必要な業務ということで、ア、イ、ウについては、これらはやってくださいという私どもの意思表示です。

それから、利用料金の設定に関する考えについては、先ほどお示ししました。利用料金につきましては、資料として、小金井市立清里山荘指定管理経費決算額という資料がお手元にごありますか。この資料が指定管理に移行した後の18年度、19年度の指定管理者側の収支決算になります。18年度については、9月から指定管理を始めた関係で、金額が約半分程度になっています。これを見ますと、18年度については、収益については約450万程度、18年度で黒字になっている。19年度については、同じく黒字ですが、22万円程度の黒字ということになります。

それから、食事料というのがあるんですけど、それぞれコースというか、金額を今現在選べるようになってます。指定管理業務個別業務仕様書、少し厚いほうの資料なんですけど、こちらの5ページの3の⑩食事料ということで、食事に関する規定を入れてございます。中身については、指定管理者側の申し出によって、教育委員会の承認を得て、メニューの変更等ができます。基本的には、現行の料金を継続していただきたいという考え方を持っています。先ほど申しました収支決算の表の中で、収入のその他のところに2,000万という数字が挙がってるんですが、この主な内容については、今言った食事料でありますので、かなり大きなウエートを占めるということになります。

薄いほうの業務仕様書の3ページの(6)のところに、現行の食事料の表を示してあります。朝食については均一ですが、夕食についてはどっちか選べますという料金設定をしてあります。これについて、提案によっては変更が可能ということでございます。

それでは、8ページにまた戻っていただいて、(7) 要望・苦情対応についてということで、アンケートなどによって利用者の要望等を把握していただきたいということで、これについては市側にフィードバックするということになります。

(8) については業務の検証ということで、自己検証・評価・改善、これについて示していただきたい。

それから、(9)については、個人情報保護及び情報公開についての記載です。

次の9ページにお移りください。新たな項目として(10)と(11)、(10)は地球温暖化対策の取組についてということで、環境問題に対する考え方を示してくださいということで、今回、新たに追加をしています。(11)障害者の雇用についても、今回新たに追加をするものです。

次のV番の選定に関する事項、選定方法は、先ほど申しあげましたとおり、提案型公募というやり方でいきます。1次審査については、書類選考、時期については12月上旬、2次審査については、プレゼンテーションを12月下旬、結果通知については1月中旬という予定でございます。

評価項目について、2で記載していますが、これは後ほどの選定基準のほうでご説明をさせていただきます。

10ページにお移りください。評価項目の内容で、(4)効率的な運営と(5)安定的な施設運営の継続的提供ということになります。これについては、また後ほどご説明させていただきますと思います。

協定に関する事項というのが最後に掲載してあります。(1)から(11)まで、これらについて協定を結ぶという予定をしています。

次の11ページへお移りください。VII番実績評価に関する事項ということで、事業報告書を事業終了後60日以内に提出していただくということになります。また、途中、何か事故があった場合については、30日以内という内容が記載してございます。

VIIIについては、関係法令の遵守事項になります。

IXその他については、事業の継続が困難になった場合の措置ということで、それぞれ記載を12ページにかけてしてございます。

最後、添付資料の一覧ということで載せてございます。

それでは続きまして、選定基準のほうに移らせていただきます。1については適正な管理運営の確保、2については事業者の現状と実績、3はサービスの向上、4は効率的な運営、5については安全で安定的な施設運営の継続的提供ということで、大きく5項目に分けてございます。それぞれの各項目、5点配分ということで、今回、ご提案を申しあげています。市のほうの考え方として、特に重視したい点ということで、3のサービス向上、それから5の安全で安定的な施設運営、ここに力点を置きたいという提案内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎伊藤企画政策課長 委員長、ちょっとよろしいでしょうか。

◎委員長 はい。

◎伊藤企画政策課長 今、渡辺部長のほうから、最後のところは、選定基準について1から5項目ということでご説明がございました。お手元に、前回やった場合の選定基準というものをお配りしていると思いますが、両面で、選定基準、それから、第2次審査評点票というのがある

と思いますが、ちょっと見ていただきたいんですけども、前回の場合、1次審査、2次審査をどのようにやるかということにつきまして決めないでやったものですから、1次審査につきましては、書類審査だけをやりまして、5社の申し込みがあったんですけども、5社すべてを書面上不備がないということで合格にしまして、2次審査を行いました。それで、その関係がございまして、今お手元にあります選定基準のほうなんですけど、一番上の公平・公正な使用の確保というところに斜線が引いてあると思うんですけど、これを1次審査の書類審査で、ここは審査をしたということで、(2)、(3)、(4)、(5)について、事務局のほうとしては、30点、35点、15点、20点ということで2次審査をしましょうということでお示ししたんですけども、その裏を見ていただきたいんですけど、最終的には、2次審査の評点については、1について25点、2について30点、3について20点、4について25点の配点にしまして、それぞれの1から15までの小項目について、それぞれ採点をするのではなくて、全体で1の事業者の現状と実績については1、2、3を総合的に採点をして、25点から5点でつけるという形を前回はとりました。

それで、今回については、今、事務局のほうで考えておりますのは、やはり2次審査の場合、5社を呼びますと、なかなかプレゼンテーションの時間とか質疑の時間も短くなりますので、応募状況にもよるんですけども、1次審査でできれば3社ぐらいに絞って、2次審査を3社ぐらいで行いたいということを考えております。それで、出た書類について、委員の先生方にお配りをしまして、書面上、採点をしていただいて、それで1次審査の際、お持ちいただきまして、そこで合計点の多いところで3社ぐらいに絞っていただいたらどうかということ、今、渡辺部長が説明しました今回の選定基準につきましては、1番から5番までの大項目がありまして、その中が、また小項目に分かれています。その小項目ごとに1点から5点までで採点をしていただく。各小項目ごとに採点をしていただいて、合計点を出すという形にしたかどうかということ、1次の評価も2次の評価も同じ選定基準を使って、1次は書面だけ、2次についてはプレゼンと質疑応答をやって、再度、同じ基準でつけ直すということをやったらどうかということでお示しをしているものでございます。ちょっと説明が長くなりましたが、考え方としてはそういう形でお示しをしておりますので、審議のほう、よろしく願いいたします。

◎委員長 ありがとうございます。それでは、担当課の説明をいただきましたので、順次、質疑を行っていきたいと思います。2点ございましたけど、まず最初に、募集要項、それ自体につきまして、質疑を行っていきたいと思いますけど、いかがでしょうか。後に今、企画政策課長のほうからご説明がありました選定基準についてということにしたいと思います。

◎委員 委員長、これについてちょっと。

◎委員長 どうぞ、■■■■先生。

◎委員 委員長の了解をいただきましたので、お手元に、こういうコピーをお届けしてあります。これはもう皆さんご存じのことではありますが、まずは、佐々木という作家が『図書』という岩波書店の月刊誌に書いておりました。これは北海道の夕張市の指定管理者選定委員会が、

いかにずさんな選定をしたかという表現が出ております。

次に、これももう皆様ご承知と思いますが、20年8月13日の朝日新聞の朝刊でございました。これは近くの東村山市におきます第八保育園の指定管理者委員会が選定に不正行為があるという告発があったという記事でございまして、指定管理者選定委員会の責任というものが、大事なもので、気をつけなくちゃいかんということかと思ひまして、皆様ご承知と思いますが、お手元にお配りしたわけでありませう。

以上であります。

◎委員長 ご紹介いただきまして、ありがとうございます。

それでは、清里山荘のほうの募集要項につきまして、質疑、いかがでしょうか。

◎委員 この募集要項の3ページ、(3)現地説明会とあるんですけど、これ、皆さん、いろいろ業者が集まって、質問なり意見なりをやると思うんですね。その中で、この我々の選定すべく議論する上で非常に必要なような情報があつた場合、そういうのはフィードバックされるんですか。それが1点です。

同じようなことなんですけど、8ページの(7)番の要望とか苦情とか、そういうのがあると思うんですけど、これについても、選定して議論をする中に必要な情報みたいな何かを得られるのか、その辺をお聞きしたいなと。

◎渡辺生涯学習部長 それでは1点目、現地説明会の中でということなんですけど、基本的には、募集要項に記載してある事項、それと現地の施設の説明が主になろうかと思ひますので、特段、当委員会にお知らせするようなことはないかと思ひますが、もしあれば、順次、お知らせはしたいなと思ひます。基本的には施設の状況ですね、どんな形になっているのかというのを説明するのが主な内容になろうかと思ひます。

それから2番目の要望・苦情対応については、要は利用者側の声をどういふふうにとらえるかということところを、指定管理者でどういふふうな手段でやりますか、そういうご提案をくださいという内容ですので、例えば、アンケートでやりますとか、あるいは個別に聞き取りしますとか、いろいろな方法はあろうかと思ひますけど、どういふ方法でやっていただけますかという提案を求めています。

以上です。

◎委員長 よろしいでしょうか。

◎伊藤企画政策課長 今の利用者の要望のところでございますけれども、(3)のサービスの向上の11番でございます。利用要望の把握及びその対応策を講じていることということで、ここでは採点をしていただくという項目になる事項でございます。

もう1点、議会の中で若干質疑が出ておりますのは、実際に、清里とはかかわりませうけども、体育館なんかの場合ですが、利用者の声をこの選定委員会の中に反映できないかと、議員さんの意見があつたことだけ、ちょっと説明しておきます。利用者の声をこの選定委員会の中で反映できないかということがあつて、ただ、私は、それはちょっと難しいというふうにお答

えしました。会社側の提案で、利用者の声をどういうふうに聞かかという提案はされてくるので審査はできますけれども、委員会の中に直接、利用者をお呼びして、体育館はこういうふうにしてほしいとか、清里はこういうふうにしてほしいという要望をこの中で聞くということは、ちょっと考えつきませんというふうにお答えはしております。

◎委員長 ということでございます。

ほかにいかがでしょうか。

◎委員 関連してなんですけども、この募集要項のアンケート等の対応はわかったんですが、僕もそういう新聞を見逃しているかもしれないんですけど、清里山荘を使つてのところでアンケートを実施した結果みたいな、そういう人を一々こちらに呼んでというのは当然不可能なんですけども、結果みたいなものを、例えば新聞なんかで公表しているとか、それとも、市の広報で開示してるのか、あるいは、もしそれが開示されてないんであれば、ぜひ、そういうのを見せてもらいながら、ああ、市民はこういうことを要望してるんだなということをもとにして、やっぱり、選定というのは必要なんじゃないかなと思うんですけど。

◎委員長 いかがでしょうか。

◎渡辺生涯学習部長 そうすると、現に指定管理を行つてる者に対する要望なり何なりというのは出せるんですが、それが今、現行やつてる人に対する要望なり何なりとなると、それをこの指定管理の選定の中に持ち込むのはどうかなというところもあるんですけど。ただ、要望自体は、市民のこういう要望があるということをお知らせすることは、かなり、いいことだと思います。

それでは、今いただいてるアンケートなり要望なり、私どもで、できる範囲内でまとめて、提出はさせていただきたいと思います。

◎委員長 どうもありがとうございます。すいません、私のほうでちょっと確認ですけれども、現在の指定管理者の方が再度応募してきた場合に、実績の評価の一環として、そのような資料をいただいて、新規の場合はそれが無いわけですけれども、それはそれで、まあ、よろしいということになりますと、そういう前提条件つきでということ。

◎渡辺生涯学習部長 私どもの考え方は、市民の要望がどこにあるかという観点で出したいというふうに思います。

◎委員長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、そういうことで、ある程度受けとめていただけたようなんですけれども、ほかに、募集要項全般につきまして、委員の皆様から、何か質疑、ご意見ございますでしょうか。

◎委員 聞き漏らしたんですが、清里の自然の家の建物等は小金井市の所有なんですか。

◎渡辺生涯学習部長 そうです。

◎委員 それから2点目で、選定基準があるんですが、(2)の事業者の現状と実績というところの6、類似事業での企画・実施の経験が豊富であること。これ大体、公のところはこういうようなのが入ってるんですが、そうすると、意欲はあつて、そこの運営も安定してるという

ところが、今まで手がけていないというに当たって、こういうのがあると、減点というか、他に比べて少ない配点になりますが、そのところはどういうふうにお考えでしょうか。

◎委員長 選定基準のほうのご質問、ご意見をいただいておりますけれども、ちょっと後にさせていただきます。

◎委員 あ、そうですか。

◎委員長 すいません。まず、こちらのほうだけ、具体的な、それも大切な問題でありますので、もちろん議論したいと思っておりますけれども。ありがとうございました。

募集要項に関してはいかがでしょうか。

◎委員 ちょっと細かいんですけど、募集要項の5ページの9番で、非公開該当部分というのがあるんですが、具体的にはどういうことなんですか。

◎伊藤企画政策課長 先ほど会議録のところでも若干ご説明したんですけども、先ほどお示しました18年4月24日の部分ですと、12ページのところ、会社さんのお話の中で墨塗りにしてる部分がございます。ここについては、会社のかかなり内部の情報であるとか、これを出すと競争上困るといふような部分、ほとんどがそこまで至らないんで出せるとは思うんですけども、墨塗りにする箇所が出てくる可能性があるんで、非公開部分を除いて公開するという書き方になっております。それで、どこを非公開にするかというのは、一定、事務局のほうでお示しして、各委員さんのほうに会議録の校正をお願いいたします段階で、委員の皆様にも読んでいただきまして、ここは出したほうがいい、出さないほうがいいという判断を委員さんにもしていただきたいということで非公開部分ということでございます。

◎委員長 ありがとうございます。委員長のほうからお尋ねするのは変なんですけど、1点よろしゅうございますか。

4ページ目の申請に当たっての提出期間の(5)の①でございますけれども、平成20年11月12日から11月19日、事務的にいろいろご都合等あるかと思っておりますけど、実質的に1週間ということで受け付けて、この間に書類をそろえて出すということですが、前回も同様な日数でございましたか。

◎渡辺生涯学習部長 この提出期間については、大体、1週間程度。それで、募集の始めから終わりまでは1カ月ちょっととってありますので、提出する間の期間だけということですよ。

◎委員長 わかりました。もうかなり前から募集をかけてますので、実際には、いろいろな方針等が準備できると。

◎渡辺生涯学習部長 はい。10月15日から広報して、そこから募集が始まるということをお考えますと、この最後の日までは1カ月と1週間程度は時間があるという考え方です。

◎委員長 はい、ありがとうございます。

そうしましたら、またありましたら、募集要項のほうに戻るとということで、一応ここで、これ自体は質疑を終わらせていただきまして、先ほど■■■■委員のほうからご質問がございましたので、次の選定基準についての質疑、討論に入っていきたいと思っております。

繰り返す必要はないかと思えますけれども、先ほど2枚いただいております今回のほうの審査基準の2の6にかかわってのご意見がありました。いかがでしょうか。

◎渡辺生涯学習部長 ご指摘のとおりだとは思うんですね。それで、過去、私どもも、この辺のところ、清里山荘の委託をしているときに、事実、同じような経過をたどりまして、過去ずっと同じ業者に委託をして、それを業者を変えたら委託料を半額に減額したということがあります。ということで、この辺の見方に関しては、どうしても安定、安全というところを重視せざるを得ないとなると、我々は、ある程度は業務実績というのを重視しがちだと思います。これは行政がやる場合の一定の枠ということになるというふうなお答えしかできないかなと。もし、もっと自由な枠があれば違う展開も可能ですが、安全・安定・継続というところを見ると、我々としては、こういうことを入れざるを得ないという考え方です。

◎委員 今の、よくわかるんですね。過去の実績があるか、経験があるか、それで今までの実施状況等を顧みて判断する。しかし、そうすると、なかなか経験を積めないというところでも、意欲があって、やはり、ゴーイングコンサーンが一番重要だと思いますけれども、ゴーイングコンサーンでサービスをきちんとやるというところだと思うんですが、そういうような、例えば団体あるいは法人があったとする。そういうところが脱落するというようなところがある。そうすると、例えばどこかと、実績があるところと手を組んでやってくださいというようなことも考えられるんですが、そういう手を組んでという提案も、今回は認められているのですか。

◎渡辺生涯学習部長 清里山荘の関係では、共同提案は想定してません。それと、6番の類似事業での企画・実施経験が豊富であることということで、類似事業ということで、清里山荘は主に宿泊業務と社会教育関係の一部自主事業というのが大きな柱になります。ということで、この類似事業という考え方を少し幅広く評価するということができるれば、かなり救える部分もあるのかなと。例えば、宿泊を一切手がけたことはありませんというのは、これはちょっと危険過ぎると思うんですね。それから、給食事業を一切やったことはありません、これも多分、危険だと思うんです。この辺の兼ね合いを広く評価するという考え方で、この評価基準を使っただけであれば、そこは拾えることは拾えるのかなという、私の個人的な考えです。

◎伊藤企画政策課長 今、■■■■委員の共同事業体といいますか、ベンチャーのあれですけれども、後ほどあります体育館のほうは応募資格の中で加えているんですが、清里の場合、これを加えると不都合がありますか。

◎渡辺生涯学習部長 事業自体が宿泊と給食、これがある程度、一体的なものになると思うんですね。これがばらばらになると、小さな施設ですから、どうかなという懸念はあります。これがもっと規模が大きければ別なんですけど、ごく小規模な、山荘と書いてある程度の施設です。これはやっぱり、事業としては一体にしたほうが、よりスムーズに進むのかなと。指定管理料もそんなに高額な金額じゃありませんので、個々のものが入るとするのは、各運営に関しては、逆に阻害要因のほうが大きいかないかなというふうに、我々は過去運営してきた経験上、申し上げたいと思います。

◎委員 指揮命令ということですね。

◎渡辺生涯学習部長 そうですね。

◎委員長 ほかに。この選定基準、先ほど事務局のご説明のほうで、前回と多少変わっているということで、繰り返す必要はないかと思えますけれども、5項目になっておりまして、前回と多少変わっているというようなところ、今回は、3番目のサービスの向上30点と5番目の安全・安定的な施設運営の継続的提供25点、このあたりを重点的につくっているというご説明がございましたけども。

先ほどのあれですと、書類審査の段階で、我々がこの全部の項目にわたって、小項目を判断するということではなくて、5点にわたって、例えば15点で何点と、こういうふうにつけてくればよろしいと。

◎伊藤企画政策課長 そうですね。お手元の案のとおりですけれども、例えば1の1のところ、1から5点までありますので、どこかに、書面上、読んでいただいて、1の1について1点なのか5点なのかということで丸をつけていただきますので、すべての20項目にわたって丸をつけて出していただくという形になります。

◎委員長 項目……。

◎伊藤企画政策課長 項目別ですね。前期の場合は、項目別ではなくて、くくった形で何十点という形でございましたので、今回は項目別で得点をつけたらどうかということですよ。

◎委員長 わかりました、20項目にわたって。

選定基準につきまして、よろしゅうございますでしょうか。

◎委員 細かいところなんですけども、選定基準、去年は大分大きく分けて何点とあって、大分苦労した記憶があるんですけども、今回、留意点というか、チェックポイントに関して、細かく分けていて、それに対して分類して、こう分けているので、ほんとに評価しやすくなったなというふうを感じるんですけども、改めて、例えば、この5つの項目ごとに、例えば小計みたいなものをつけてもらおうと、最終的に見て比較するとき、この適正な運営に関する項目に関しては、それぞれ申し出た業者は何点なのかというふうに、改めてもう1回、それが正しいのかどうかというのを再考するということになるときに、一々点数を数えていると大変なので、そのときの小計みたいなのを教えてもらえると、ちょっといいかなと。ほんと細かいんですけど。

◎委員長 小計欄といいますのは。

◎委員 合計欄はありますけど、各1番から5番まで、例えば1番であれば、1の1、1の2、3で、合計で15点が満点ですけど、それを見ていったときに、例えば5点、3点、3点だとすると12点ですから、そういうのが見られるようなものがあると。

◎委員長 書式のつくり方のご要望ですね。

◎委員 はい。

◎伊藤企画政策課長 書式につきましては、今、 委員がおっしゃっておりますので、小計欄、合計欄を見ていただけるような形で、つくり直したいと思います。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

◎委員 非常に細かく出ていて、審査することは非常に良いことというふうに私は思います。ただ、私こう思ったんですけど、前回審査したときは、いわゆる犯罪なんか非常に多かったんで、安全をかなり重点的にしたんですけど、今回は、私は見えていて、最近、偽装とか、詐欺とか、いろいろありますね。ですから、そういった観点で見たいなと思っています。それは例えば、内部告発とか、内部申告とか、ああいったものが公的に保護されてきている。これからもそういうのがあるんだろうと思うんです。それはことはいろいろあった分だけでも、21、2件あるんですけど、その中でやっぱり19件くらい、私も数えてみたんですけども、みんな内部統制、非常に不備といいますか、まずい。ですから、そういった観点で、各応募された業者を見ていきたいと思ってますけれど、内部統制的にどうかというと、やっぱり、この中で人に関することですね。多分これ、一番出てくるのかなと。それから設備に関して、いろいろ弁解されてますよね。ということで、大体、入ってくると思うんですけども、そういう目で実際の審査をして採点するときに、これはどうなのかなということを配慮したほうがいいかなと。全く感想なんですけど、そういう面で賛成です。

◎委員長 ありがとうございます。

それでは、大体、ご意見をいただいたということで、質疑を終了させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、以上で本件についての質疑を終了いたします。

本指定管理者選定委員会としまして、教育委員会から諮問のありました小金井市立清里山荘の指定管理者の公募につきまして、付帯意見はよろしゅうございますか、何かございますか、私どものほうで付帯意見をつける必要はありますか。

◎委員 付帯じゃないですけど、業務仕様書ですか、これのほうの質疑がなかったので、ここで、ちょっと質問を一つ。

◎委員長 すいません。どうぞ。

◎委員 業務仕様書、この中で、3ページ、管理運営に関する業務となっている(1)番で青少年育成に関する業務でアからエまで書いてありますけど、これはちょっと私もよくわからないんですけど、学校はどの程度関与しているのか。例えば林間学校なんかですと、学校がかなり主体といいますか、動いていかれるので、この辺は学校との関係はどうなのかなと思ったんですけど。

◎渡辺生涯学習部長 夏季期間については林間学校を開設するというので、この清里山荘を使用します。それとは別に、清里山荘自体は、だれでも利用できる社会教育施設という位置付けなんですね。そういった観点で、社会教育関係の事業を従前から行ってました。それをある程度、清里に関する関係については、ここに集約をしたという形で、この部分については、指定管理者のほうでお願いをしたいということなんですね。社会教育事業という位置付けですの

で、学校教育の林間学校とは、ここはリンクしません。

◎委員 ただ、具体的に、例えば天体観測の講座っていうと、林間学校の場合は、基本的には学校の先生がやることになるけれども、一般の場合には、清里山荘の従業員がそれをやるということになるんですか、それを教えてください。

◎渡辺生涯学習部長 専門の要員をつけて、天体観測の仕方だとか、見方だとか、そういった講習会みたいな形で開く事業をやってほしいという提案なんですね、私どもの考え方なんです。ですので、従業員というよりも、専門の天体観測のメンバーが来て、きちんと説明しながら天体観測の基礎みたいなことを学ぶという形です。

◎委員 林間学校は。

◎中島生涯学習課主査 一応、学校の林間学校につきましては、学校のほうで教員の方が野外に出て天体を観測して、また、理科の先生なんかで望遠鏡等を操作できる先生がいらっしゃいましたら、その方が生徒に教えているというのが現状です。

◎委員長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

◎委員 余談みたいなことですが、指定管理者に対するバックアップという形で、市のほうにおかれても、今の天体観測の問題とか、あるいは利用者の座談会とか、そういう要望事項を取り上げるような形で、市の広報でバックアップしてやっていただきたいと思いました。

以上です。

◎委員長 それでは、提案の中には、今ご意見がありました指定管理業務仕様書、それから個別業務仕様書、それから決算額、それから、特にご紹介はございませんでしたけど、山荘の委託料の推移に関する調べですね。これもすべて含めまして、特に付帯意見をつけるということではなくて、さまざまご意見をちょうだいしまして、それを今後生かすということで、ほかは特に今回は諮問のとおり認めるという答申をしたいと思えますけれども、ご異議ございますでしょうか、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、以上のように、異議なしということで、清里山荘の指定管理者の公募につきましては、諮問をいただいたとおり認めるという答申をしたいと思えます。

それでは、次に、平成20年度 諮問第2号小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募についてを議題といたします。

諮問書のとおり、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募について諮問がございました。審査の理由は、先ほどの清里山荘と同じであります。したがって、これから、担当課から説明をいただきまして、各委員から質疑を受けていきたいと思えます。それでは、担当課のご説明をお願いいたします。

◎渡辺生涯学習部長 それでは、先ほどと同様に、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者募集要項に沿って、ご説明をさせていただきます。先ほどの清里山荘とかな

り重複する部分がございますので、重複する部分については、割愛をさせていただきながら、ご説明をさせていただきます。

2 ページをごらんください。Ⅰ公募の概要ということで、1 公募の趣旨、本市では、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と効率化を図るため、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの管理運営について指定管理者制度を導入することとしましたので、両施設の一括管理による指定管理業務を行っていただきたく法人等を募集しますということになってます。総合体育館と栗山公園健康運動センター、2 つの施設を1 つの指定管理者で一括した管理を行っていただきたいという提案です。

施設の概要が記載されています。こちらの最初に書いてあるのが、小金井市総合体育館の施設概要でございます。総合体育館につきましては、平成元年に開設し、20 年を経過しています。施設については、かなり老朽化が目立っています。平成21 年に大規模改修調査を予定しています。また、平成25 年の第68 回東京国体の会場にも予定をされています。その関係で、体育館の床の改修工事を23 年に予定をしております。施設の概要については、この表のとおりです。小金井市の施設の中では、一、二を争う大規模な施設ということになります。特徴的な面は、体育室、それぞれのほかに温水プールがあります。

それから、栗山公園につきましては、もともと公園管理を所管する環境政策課が所管していた施設を、平成18 年4 月1 日に教育委員会のほうに移管をして、現在、スポーツ振興課が所管をするという変遷をたどっています。栗山公園健康運動センターは、規模はあまり大きくはありませんが、特徴としては、ここも温水プールがあります。もともと栗山公園健康運動センターについては、高齢者向けの健康事業を行ってきました。教育委員会が引き継いだ後も、事業を継承しつつ、管理運営を行っている状況になります。

4 ページですが、施設の設置目的、指定管理者の指定期間、公募の手続までは前回の清里と全く同様です。

5 ページをお開きください。5 ページで清里と異なる点については、(3) の現地説明会の日時が異なる。それから、各委員の質問事項の質問がある場合の受付の日にちが11 月4 日ということが異なる。それ以外については、清里山荘と全く同様でございます。

それから、大きなⅡ番、指定管理者が行う業務の範囲、1 から5 まで記載してありますが、これについても清里と全く同様でありまして、名称だけが総合体育館等という表現になってるだけでございます。

6 ページをごらんください。Ⅲ番の指定管理者による管理運営の条件等についても、3 の教育委員会の負担する経費等の(3) と(4) が異なるだけで、あとは清里の書面と全く同様になります。

それと、利用料金等というところ、個別に説明させていただきます。利用者数は、総合体育館については、大体、年間23 万人、栗山公園については、大体8.7 万人という状況になります。

7ページをごらんください。6の指定期間満了後の措置と7の指定管理者への切り替えに係る措置については清里と全く同様です。

それから8番、市等の主催・共催・後援事業、行政使用等による総合体育館等の使用ということで、市のほうで行政使用という形で優先的に施設を使用します。これに対しては、無償ということをご明示してあります。それから、年間の予定表も事前に指定管理者側に提示をし、そこで指定管理者側の主催事業等々の調整をしていただくこととなります。それから、総合体育館は、選挙時には開票所となりますし、災害時には避難所として指定されてます。この辺の収入減については、協議事項という形で記載をしております。

9番の改修工事、先ほど少し説明しましたが、平成23年に大体育室の床の改修を行う予定です。これは平成25年開催の第68回東京国体のバスケットボール会場となるために改修を行うものでございます。

10番その他については、スポーツ振興課の職員がそのまま総合体育館の事務室に残りますので、間仕切りをした上で、指定管理者と共用することになりますということをご記載しております。それから、②の飲食物の自動販売機については、現行、支援団体で設置をしております。それから、市の方針としまして、新たな自動販売機については設置は認めないということになってますので、現行あるものは、現行行ってる支援団体が設置をするということで、指定管理者は自動販売機の設置できません。それから③栗山公園健康運動センター1階に軽喫茶室というのがあります。これについても、現行、福祉団体で運営、管理してありますので、これについても指定管理者ではなく、現行の福祉団体で継続して運営を行いますということが記載されてます。

次の応募の条件等で応募資格のところは清里と若干異なります。②単独の団体で指定管理者が行う業務の範囲についてすべてを担えない場合は、複数の団体により構成されるグループによる応募ができますということで、ここでは2つ以上のグループないし企業なりが代表を決めて参加をしてくださいということで、ここは清里とは別になります。

それから、2の応募者の制限については清里の記載と全く同様になります。

8ページの3番の応募書類、清里と異なる点は、(5)の申請者の概要がわかる書類の中で、4)指定管理者実績については新たに追加をしたものです。それから、(10)番の2)総合体育館等の管理運営に要する経費を年度別収支決算書として5年間分を提出してくださいということになってます。これは記載については清里と全く同じですが、経費の関係について、資料をお出ししています。過去5年間の決算資料(総合体育館)と(栗山公園健康運動センター)ということで、5年分の市の支出項目に基づいた収支の一覧になります。この経費をもとに、指定管理者側が経費の算定をするようになります。それと、今回の総合体育館と栗山公園の指定管理につきましては、市としては、職員の削減を行ってあります。そのかわりにサービスの拡大を求めるとということで、この5年間の決算資料プラス職員の削減経費の枠内で提案をしてくださいというのが大きな内容になるかと思っております。

続きまして、その下の4の応募に関する留意事項で、(8)のところが追加ですね。共同事業体で応募した後、構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の不測の事態が認められ、審査の公平性及び業務執行上の支障がないと市が判断した場合は、変更を可能とすることもあり得るということで、共同提案用に追加をさせていただきます。

その下の提案内容は、(1)、(2)については清里と全く同様の記載になります。(3)施設の利用に関する業務についてが、清里の記載と異なります。現行、総合体育館と栗山公園健康運動センターの施設予約につきましては、市で管理している施設予約システムを使っています関係上、業者側が新たな予約システムを持ち込むということではなくて、現行の予約システムを使っていたきたい。それに要する回線等、必要な機材については、指定管理者が負担してくださいということを記載させていただきます。

次に10ページ、これも異なる点についてだけ説明をさせていただきます。(5)、(6)、(7)については、サービスの拡大項目として、記載をしてあります。1つは開館時間について。現行、夜9時まで開館していますが、この開館時間について、延長する考え方を示してくださいという記載です。同様に、休館日についても、現行は月に2回、休館をしていますが、これについて、減らせますかという考え方を示しています。(7)は自主事業について企画等を提案してくださいということで、現行は市側で考えた事業をやっていますが、今後については、指定管理者という専門的な分野の方の参入を求めていますので、それらの専門知識を生かしていただいた中で、さまざまなスポーツ教室等々を企画してくださいということになります。それから(12)番に、ごみ減量の実践についてというのを新たに追加をしています。これにつきましては、小金井市では、今、現状一番の課題であるごみの問題について、指定管理者側の考えを聞きたいし、また、減量について率先して取り組んでいただきたいということで示してございます。

選定に関する事項については、全く同じになります。

評価項目についても、同じものを使いますので、同じ評価表ということになります。

12ページのVIの協定に関する事項で異なる点は、(4)の自主事業の承認に対する事項ということで、これは新たに追加をしています。清里については、仕様書の中で、こういった事業はやってくださいという明示をしていますが、総合体育館・栗山公園の自主事業については、提案という形でしていますので、提案内容がかたまった時点で、協定書の中に盛り込みたいし、それらの承認に関する事項の協定も結びたいということで、新たに追加をしています。(12)防火管理者の選任・届出事項というのも新たに加えています。(13)番の改修工事・修繕についても、今後、大きな改修を予定していますので、協定の中で明示をしたいということで追加をしています。

VII番の実績評価に関する事項、それから、次のVIII番の関係法令の遵守については、清里と全く同じになります。

それから、次のIX番のその他についても、清里と同じ記載内容で、1つ追加があります。大

きな2業務の引継ぎ等というのを追加をしています。閉めるについての負担と、それから、円滑な支障のない引き継ぎをしてくださいというのを新たな追加項目として挙げました。

最後の添付資料については、記載のとおりになります。

選考基準については、同じものを使用しますので、説明については割愛をさせていただきます。

以上です。

◎委員長 ありがとうございます。それでは、ご説明をいただきましたので、募集要項につきまして、それから、選定基準につきまして、同様でありますけれども、質疑を行っていきたいと思います。特に、今ご説明がありましたように、先ほど、審査基準につきまして、清里山荘の場合と同一というご提案でありました。山荘と体育館ということで、施設の性格がかなり違っておりますけれども、この点につきまして、同一基準でいかどうかも含めまして、ご意見があればお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

◎委員 現時点において、この体育館と栗山の健康センターは、共同事業体で行われているんですか。それとも単体の事業体で行っているんですか。

◎渡辺生涯学習部長 基本的には市の直営事業ということですが、個々の業務に関しては、それぞれ別個に委託をしています。

◎委員長 よろしいでしょうか。

◎委員 はい。

◎委員 そうすると、直営から指定管理に変える理由は何ですか。

◎渡辺生涯学習部長 1つは、サービス拡大です。もう一つの大きな柱は、これは指定管理の柱と同じですが、事務の効率化ということがあります。ただし、市としては、サービスの拡大をしたいというのが大きなねらいですので、今回のこの募集要項の提案内容の中にも、開館時間の延長、休館日についての取り扱いの考え方、自主事業に対する取り組みの考え、これらをあえて記載をし、募集要項の中に入れてあります。ということで、市としては、サービスの拡大を図りたいというのが大きなねらいになってます。

◎委員長 はい、どうぞ。

◎委員 指定管理者制度が採用になってからも、直営とか何かでやられてるところも意外に多いと聞いてるんですが、今回、市が直営から指定管理に変えるっていうのは、サービス拡大ということがねらいだとおっしゃるんですが、決算資料を見てみると、意外に費用がかかっているんですね。そういう中において、指定管理として切りかえたときに、サービス拡大がどういう観点から望めるということで、今回、指定管理へ切りかえようという話になったんですか。

◎渡辺生涯学習部長 私どもも、指定管理に移行する前に事前に調査をして、1つは、現行、今9時ですが、トータル的に経費も含めた上で時間延長は可能であるし、休館日の削減についても可能である。それから、自主事業については、各市の実績も見させていただきましたけど、

多いところでは2,000ぐらい実施をするようなところもあるんですね。逆に多過ぎて批判をあびてる部分もありますが、そういった形で、直営で運営するよりも、より専門的な人たちの考え方で実践していただくということで、そういった面がかなり強化が期待できるであろうということで、指定管理に踏み切るという考え方を持っています。ただ、これ、示したとおり、栗山公園健康運動センターと総合体育館だけの指定管理ですので、体育行政は、このほかにも、まだ、かなり残っています。ということで、体育行政のある一部を指定管理に移行するという考え方です。

◎委員 実態調査等から、切りかえたほうがいいであろうという観点ですね。

◎渡辺生涯学習部長 そうです。我々としては、切りかえたほうが、より市民の利便性向上と効率化にもつながるであろうという判断に基づいて、指定管理者の導入を決断しています。

◎委員 それで先ほど、職員の削減をして、その分を指定管理者の業務としてやっていただいと、それも提案をしてほしいと、それはどこに書いてあるんですか。

◎渡辺生涯学習部長 職員の削減については、ここには記載はしてございません。というのは、書く事項でもないということが一つありますし、主に影響するところは、費用を算出するとき、時間延長もし、休館日も削減し、事業も拡大しということで、当然、現行の費用よりは膨らむというのは常識的な考え方だと思いますが、それらを人件費の削減の枠内でおさめていただきたいという市の考え方ですので、これについて、この中に記載するというのは、ちょっと書きづらい事項ということで記載はしてございません。

◎委員 今の■■■■委員の質問と重複することがありますが、市のほうのご説明によると、サービスの拡大が主たるねらいであるということは、反面、市の経費の削減を意図してるわけかと思えます。その点、いかがなんでしょう。

◎渡辺生涯学習部長 総体、トータル的に、市の削減予定額は、経費面も入れて、現時点では年800万程度ぐらいであろうということでは、一応は調査の上で考えてます。ねらいが市民のサービス拡大ということになりますので、経費については第一項目にないということで、削減額については、800万程度ということを用意しています。

以上です。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。

根本的な非常に大きな問題もありそうですけれども、今とりあえず提案いただいていますのは、この募集要項と審査基準ですけれども、この点につきまして、何かご意見、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、ちょっと何回も発言するのを控えてるんですけど、私のほうから、先ほどの全体的な体育館、それから、私も時々、小金井公園にはよく行ったりして、のぞいたりしてはしてるんですけども、プールがあって、非常に大切な施設だと思っておりますけれども、市の中の全体のほかの兼ね合いの中で、今回のこの2つが占める割合的には何%ぐらいになるんでしょうか。ほかにもいろいろ施設があったり、直営を維持されてる部分も行政としてはあるかと思うんですけども。

◎**渡辺生涯学習部長** パーセントはちょっと計算できないかと思うので、社会教育分野、生涯学習分野ということで説明をさせていただきますと、1つは、図書館業務をやっています。図書館については、本館1と、それから、分館が緑分館、東分館、この3つが直営。

◎**委員長** 図書館は直営ですね。

◎**渡辺生涯学習部長** 直営です。それから公民館については、すべて直営です。それから、体育行政の体育分野で言えば、今言った総合体育館と栗山公園、この2つの施設以外にグラウンドがあります。グラウンドについては、これは国からの借地ですので、料金が取れないということで無料貸出しています関係で、これは直営。それから、テニスコート場というのが小平市の中に設けています。これについては、同じく直営ということです。

◎**委員長** ありがとうございました。

それでは、全般的に大きな問題も含めてご説明いただきましたので、小金井市総合体育館及び栗山公園健康運動センターの公募につきまして、以上で質疑を終了させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎**委員長** それでは、付帯意見について、何かございますでしょうか、よろしいでしょうか。

◎**委員** 総合体育館のことですが、お話によると、21年に改修計画を行い、23年に改修実施でありまして、東京都の関係もあるかと思われませんが、当然に、指定管理者の側からの、そういう提案能力がある業者が要求されるかと思えます。先の話ですけれども、いかがなものでしょう。

◎**渡辺生涯学習部長** 改修につきましては、50万未満が指定管理者側の領域といいますが、持ち分になりますので、それ以上の大規模改修については市のほうがまずは積極的に行うということで、指定管理者については、これは関与はしていただかなくて結構だというふうに思っています。

◎**委員** わかりました。相当、老朽化が目立っておりますし、小金井公園自体の全体の効率的な利用から見ても、総合体育館の立派な改修というのは非常に大事なことと思えますので、そこら辺また、将来、よろしく願いいたします。

◎**委員長** ありがとうございました。

それでは、今、ご説明のありました平成23年の大規模改修につきましては、別途、行政のほうでお考えがあるということでございますので、今回の公募につきましては、諮問のとおり認めるという答申をいたしたいと思えますけれども、この点につきまして、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎**委員長** それでは、異議なしということにさせていただきます。本件につきましては、今申し上げましたように、答申することと決定いたしました。

それでは、次の議題でありますけれども、次回の委員会の日程についてを議題といたしたい

と思います。

日程の調整に当たりまして、先ほど既に清里山荘、総合体育館等の審査基準について決定をいたしました。1次審査及び2次審査のあり方につきまして、ここで協議をさせていただきたいと思います。

事務局からの発言を求めます。

◎伊藤企画政策課長 先ほどの清里山荘のところでも若干お話をさせていただいたんですが、今回の選定に当たりましては、1次審査について、提出された応募書類につきまして、各委員のほうにお送りしまして、書面上で選定基準に基づきまして採点をしていただいて、それで一次審査をやりたい。それから、その中で上位3社程度に絞り込んで、総合体育館等の審査、それから清里山荘の審査ということで、2次審査は2日間に分けて行いたいということで事務局は考えておりますが、以上のとおり、ご提案させていただきたいと思います。

以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。今、1次審査と2次審査のご提案がありましたけれども、時間配分はどのくらい。

◎伊藤企画政策課長 1次審査が終わったところでもよいかと思ったんですけども、前回の場ですが、清里山荘をやりました、5社、2次審査を行いました。その際、プレゼンテーション10分、質疑15分、採点10分ということで、1社につきまして35分で行いました。それで、9時ごろから12時半ごろまでかかっております。今回につきましては、3社程度に絞りたいということで、プレゼンテーションは5分延ばしまして15分、質疑についても5分延ばしまして20分、それから採点が10分ということで、1社について45分程度で行って、大体、2時間半ぐらいで終わりたいというふうなことで2次審査を考えております。

以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。ご説明のとおりでありますけれども、確認いたしますと、提案内容ですけれども、審査の手順につきまして、1次審査と2次審査は分けて行うということでありまして、1次審査につきましては、応募状況にもよりますけれども、私どものほうに事務局から郵送していただきまして、先ほどの審査基準に従って、在宅でつけるということで、3社程度に絞り込むということではどうでしょうかということ、3社程度を1次合格とするということでありまして。

2次審査につきましては、昨年、前回と多少変わりました、時間を長めにとるということでもありますけれども、同じ審査基準で、プレゼンテーション15分、質疑20分、合議の審査10分で、1社につきまして45分程度ということで、そして、採点をいたしまして、合計点数の一番高い団体を原則として候補者として決定するというご説明でございました。ご意見につきまして、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

◎委員 1次審査というのは、こういった集まりで議論しないということですか。

◎伊藤企画政策課長 一応、採点はしていただきまして、お集まりいただきまして、その中で、一定、協議をしていただきたいと思います。ですから、点数だけではなくて、いろいろ質疑が出るかもしれませんので、そこは当然、説明員も出席しますので、その中で質疑をしていただいて、最終的に、原則としては合計点数の多い3社程度を選定するということでお集まりいただきたいと思います。

◎委員 1次審査ですね、書類見ても、ここはどうなんだろうとわからないところがあるんですね。最終的なそういう評価ができるのかなど、ちょっと心配してます。

◎委員長 このような会議を開くということですね。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長 それでは、特にご意見がないということで、委員の先生方も、いいだろうというふうに受けとめました。それでは、1次審査及び2次審査につきまして、事務局提案のとおり行うということを決定いたしました。

それでは、委員会の日程につきまして、協議を行いたいと思います。若干休憩したいと思います。

(休 憩)

◎委員長 それでは再開いたします。恐縮でございますけれども、第7回の委員会は10月9日火曜日、午前10時から、第8回の委員会は12月18日午前9時半から、第9回の委員会は12月24日水曜日、同じく午前9時半から開催するということを決定いたしました。

それでは、以上で本日の議事はすべて終了でございます。閉会いたしたいと思います。大変ありがとうございます。お疲れさまでした。

(午前11時19分閉会)